

名護市浄水場施設全般運転管理業務委託

公募型プロポーザル方式

審査基準

名護市環境水道部

名護市浄水場施設全般運転管理業務委託
公募型プロポーザル方式
審査基準

(審査目的)

第1 「名護市浄水場施設全般運転管理業務委託」の受託者は、浄水場運転管理業務等の専門的な知識や技術力を有することが求められることから、受託者の決定に当たっては、その者の技術力等の審査及び評価を行った上で受託者を決定する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を採用する。

なお、プロポーザル参加者の技術力等の審査及び評価に当たっては厳正かつ公平に行うため、この「プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）を定め、これに基づき、審査及び評価を行うものとする。

(審査概要)

第2 審査及び評価については、プロポーザル参加者に対して、次に掲げる第1次審査、第2次審査を行い、第2次審査の結果、最優秀提案者を受託候補者として選定するものとする。

(1) 第1次審査（事務局による審査）

- ・ プロポーザル参加表明者に参加資格審査書類を提出してもらい、それをもとに参加資格審査（書類審査）を行う。

(2) 第2次審査（選定委員会及び事務局による審査及び評価）

- ・ 第1次審査合格者について、技術提案書類を提出してもらい、その技術提案書類及びプレゼンテーションにより審査及び評価を行う。

(第1次審査)

第3 第1次審査は、プロポーザル参加表明者に参加資格審査書類を提出してもらい、それをもとに事務局において、次に掲げる項目についてプロポーザル参加表明者の参加資格の有無を審査するとともに、プロポーザル参加者の制限事項（「プロポーザル実施要項」に定める。）に該当しないかの審査を行うものとする。

なお、プロポーザル参加希望者は、参加資格審査書類の記載事項について、証明書類の提出により、自らこれを証明しなければならない。

- (1) 本プロポーザルの公告日において名護市（以下「本市」という。）の指名停止を受けていない者であるか。
- (2) 本市内に活動の拠点（本店又は支店）を有している者であるか。
- (3) 本業務委託を円滑に履行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかであり、次に掲げるものすべてに該当する者であるか。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

ウ 直近1年間の国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普

通徴収) ②法人市民税③固定資産税) を滞納していない者であること。

- (4) 本業務委託の受託者となった場合において、業務を履行するため、業務を処理することが可能な技術員（以下「従事職員」という。）を配置するに当たり、配置する従事職員について、次に掲げるものすべてを満たすことができる者であるか。

ア 受託者が配置する従事職員は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、本業務委託のプロポーザル参加表明書提出日の前日までに雇用関係にある者であること。

イ 受託者が配置する従事職員は、次に掲げるいずれかに該当する者でなければならない。

- ① 上水道の浄水場で1年以上又は下水処理場で2年以上の運転管理に関する実務経験を有する者。
- ② 水道技術管理者の資格を有する者。
- ③ 水道浄水施設管理技士（3級以上）の資格を有する者。
- ④ 下水道技術検定（第3種技術検定）の資格を有する者。
- ⑤ 下水道管理技術認定者（処理施設）の資格を有する者。
- ⑥ 本市が前各号に掲げるものと同等以上の知識及び技術を有する者と認めた者。

ウ 受託者が配置する従事職員において、水道法で定める水道技術管理者の資格を有する者が1名以上在籍し、その者を現場責任者として選任すること。

エ 受託者は、配置する従事職員に、次に掲げる各号の資格等と同等以上の資格等を有する者を1名以上含め、各業務の内容に応じて必要な資格等所有者をその業務履行場所に適宜配置し、業務に支障が生じないようにしなければならない。

- ① 第1種電気工事士
- ② 高所作業車運転者技能講習修了者
- ③ ガス溶接技能講習修了者
- ④ アーク溶接技能講習修了者
- ⑤ 特定化学物質等作業主任者
- ⑥ 酸素欠乏危険作業主任者
- ⑦ 危険物取扱者（乙種第4類）
- ⑧ フォークリフト運転技能講習修了者
- ⑨ 車両系建設機械運転技能講習修了者
- ⑩ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- ⑪ 玉掛け技能講習修了者
- ⑫ 刈払機取扱作業者
- ⑬ その他法令等により業務履行に必要な資格等

オ 前「エ」に定める受託者が配置する従事職員が有していなければならない資格等において、従事職員1名につきその従事職員が有すると数えられる資格等は4個までとする。

カ 契約時に配置する従事職員は、本プロポーザル参加表明書と併せて提出する参加資格審査書類（第1次審査書類）の中で提案する配置予定従事職員を配置すること。配置予定従事職員については、原則として変更はできない。やむを得ない理由により変更を行う場合には、本市の承認を得なければならない。

- 2 プロポーザル参加希望者について、プロポーザル参加表明書及び参加資格審査書類を

もとに参加資格要件等について審査した結果（第１次審査結果）を、当該プロポーザル参加表明書提出者に対し通知を行い、参加資格要件等を満たしているプロポーザル参加者（第１次審査合格者）には、審査結果と併せて、技術提案書類（第２次審査書類）の要請の通知を行うものとする。

（第２次審査）

第４ 第２次審査は、第１次審査合格者に技術提案書類を提出してもらい、それをもとに選定委員会及び事務局において、「基礎審査」、「定量化評価及びプレゼンテーション評価」を行い、その結果、最優秀提案者を本業務委託の受託候補者として選定するものとする。

２ 第２次審査において審査及び評価の対象となる技術提案書類は、次の「技術提案書類一覧表」に掲げるものとする。（計７枚）（様式9～15）

技術提案書類一覧表	
(1) 業務計画に関する提案書	① 基本方針について（様式9）
	② 業務遂行能力について（様式10）
(2) 業務実施に関する提案書	③ 運転管理業務について（様式11）
	④ 検針業務について（様式12）
	⑤ 保守点検業務及び維持管理業務について（様式13）
	⑥ 水質管理業務について（様式14）
(3) 価格に関する提案書	⑦ 見積価格（積算根拠内訳書も含む）（様式15）

（第２次審査の基礎審査）

第５ 基礎審査については、技術提案書類に記載された内容について、下表に示すとおり審査を行うものとする。

審査項目	基礎審査内容
① 基本方針について ② 業務遂行能力について ③ 運転管理業務について ④ 検針業務について ⑤ 保守点検業務及び維持管理業務について ⑥ 水質管理業務について	・ 技術提案書類全体について、同一事項に対して複数の提案がされていないこと及び提案事項間の相違、矛盾がないこと。 ・ 技術提案書類全体について、様式に従った構成（定められた項目の構成、枚数等）となっていること。 ・ 提案の内容が、仕様書、審査基準、提出書類作成要領等と整合していること。

(第2次審査の定量化評価及びプレゼンテーション評価)

第6 定量化評価については、技術提案書類に記載すべき事項について配点及び得点化基準を設定し、プロポーザル参加者が提案した内容を得点化基準に基づき得点化した結果を評価するものとする。

定量化審査の基本方針としては、定量化評価による得点が第2次審査結果となるため、定量化評価の配点及び得点化基準の設定については、本市が技術提案書類の各評価項目について、本業務委託に対しての必要性及び重要性を勘案して設定したものである。

2 定量化評価の各評価項目に設定する配点については、前項の定量化評価の基本方針を踏まえ、「別紙1」の評価基準表のとおり設定するものとする。

3 定量化評価の各評価項目の得点化については、各評価項目について評価ができる場合は、その評価項目に定められた配点を、その評価のレベルをもとに得点化するものとする。評価基準、評価のレベル及び得点化方法については、次に定めるとおりとする。

(1) 「業務計画に関する提案書」、「業務実施に関する提案書」の評価は、評価基準表に定める記載すべき事項の内容について評価する。

評価のレベルについては、下表のとおり3段階評価とし、得点化方法は、その評価のレベル毎に定められた方法とする。

評価	評価のレベル	得点化方法
A	当該評価項目において提案内容が優れている。	配点×1.0
B	当該評価項目において提案内容がやや優れている。	配点×0.75
C	当該評価項目において提案内容が普通である。	配点×0.5

(2) 「価格に関する提案書」の「提案価格の積算根拠について」の評価は、評価基準表に定める記載すべき事項の内容について評価する。評価のレベル及び得点化方法については次に定めるとおりとする。

評価	評価のレベル	得点化方法
A	提案価格の積算根拠が妥当である。	配点×1.0
B	提案価格の積算根拠が評価できない。	配点×0.0

(3) 「価格に関する提案書」の「見積価格」の評価は、次に掲げる算定式により得点化するものとする。なお、算定した結果の得点は、小数点第2位以下を四捨五入とする。

【算定式】 見積価格の比較の評価による得点 = $10 \text{点} \times \frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該見積価格}}$

※最低見積価格 : 前(2)に定める提案価格の積算根拠の評価において、「提案価格の積算根拠が妥当である。」と評価された見積価格の中における最低見積価格とする。

※当該見積価格 : 当該プロポーザル参加者提案価格とする。

(4) 「価格に関する提案書」の評価について、「提案価格の積算根拠について」の評価のレベルが「提案価格の積算根拠が評価できない。」と評価された場合においては、「見積

価格」の評価の得点は「0点」とする。

- 4 プレゼンテーション評価については、プロポーザル参加者が選定委員に対し、提出した技術提案書類について、プレゼンテーション及び選定委員と質疑応答を行い、その結果を評価するものとする。なお、プレゼンテーション審査には特別に得点は定めず、選定委員がプレゼンテーション評価の結果を、「業務計画に関する提案書」及び「業務実施に関する提案書」の定量化評価の「評価のレベル」に反映させることで評価に代えるものとする。
- 5 プレゼンテーションの参加人数は、各参加者において、3名以内とする。また、プレゼンテーションにおいて使用できるものは、提出した提案書のみとする。その他のものについては使用することを認めない。
- 6 第2次審査の定量化評価及びプレゼンテーション評価の時間割については、下表のとおりとする。

定量化審査及びプレゼンテーション審査の時間割	
プレゼンテーション	20分間
質疑応答	10分間
選定委員評価	10分間

(受託者の決定)

- 第7 受託者の決定については、第2次審査の結果、最優秀提案者を受託候補者として選定し、受託候補者との契約交渉を行い、契約の締結をもって、受託者の決定とする。

なお、第2次審査の結果、最優秀提案者が2人以上いる場合には、評価項目のうち「業務遂行能力について」、「見積価格」の順で比較し高配点であった者を最優秀提案者とする。

なお、それでも同点があった場合は、くじ引きにより、受託候補者を選定するものとする。

評価基準表

		記載すべき事項	配点
1 業務計画に関する提案書	(様式9) 基本方針について	次に掲げる項目について示すこと。 ① 業務遂行の基本方針、業務遂行に当たっての姿勢 ② 業務の実施体制、業務内容責任分担、従事職員配置人数に関する考え方	20
	(様式10) 業務遂行能力について	次に掲げる項目について示すこと。 ① 従事職員の資格・経験 ② 従事職員の人材育成、現場研修計画及び技術向上に関する考え方 ③ 施設の機器設備において、緊急修理等が行えるかどうかの技術力 ④ 非常時等の業務体制に関する考え方	20
	計		40
2 業務実施に関する提案書	(様式11) 運転管理業務について	次に掲げる項目について示すこと。 ① 浄水場（浄水処理）及び各施設の運転管理業務を実施するに当たって、留意すべき点等や当該業務遂行に関する考え方	10
	(様式12) 検針業務について	次に掲げる項目について示すこと。 ① 浄水場及び各施設の検針業務を実施するに当たって、留意すべき点等や当該業務遂行に関する考え方	10
	(様式13) 保守点検業務及び維持管理業務について	次に掲げる項目について示すこと。 ① 各施設の維持管理、浄水場及び各施設の電気及び機械設備等の維持管理業務及び保守点検業務を実施するに当たって、留意すべき点等や当該業務遂行に関する考え方	10
	(様式14) 水質管理業務について	次に掲げる項目について示すこと。 ① 浄水処理工程の水質管理、毎日水質検査業務を実施するに当たって、留意すべき点等や当該業務遂行に関する考え方	10
	計		40
3 価格に関する提案書	(様式15) 見積価格	次に掲げる項目について示すこと。 ① 提案価格は年額とし、消費税及び地方消費税抜きの金額を記載する。	10
	(様式は任意) 提案価格内訳書		10
	計		20
合計			100